

北空知衛生センター組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成31年3月11日

組合規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、北空知衛生センター組合職員給与条例（昭和42年北空知衛生センター組合条例第2号）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(初任給、昇格、昇給等)

第2条 北空知衛生センター組合の職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、別に定めがあるものを除くほか、深川市職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和40年深川市規則第34号）の適用を受ける職員の例による。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の派遣職員については、派遣をした自治体の同規則と同様の趣旨の規則等を適用することができる。

(補則)

第3条 この規則により難い事情があると認められるときは、別に組合長が定めるところによる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。